

岐阜県公報

号外(一) 平成二十年三月二十五日

目次

条 例

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	五 ^ハ
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(同)	五
知事及び副知事の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	五
岐阜県公益認定等審議会条例	(法務・情報公開課)	六
岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例	(同)	七
岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例	(行政改革課)	七
岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例	(同)	九
岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	九
岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における自動車の使用及びボスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	一〇
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一一
岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例	(環境生活政策課)	一三
岐阜県立病院使用料徴収条例の一部を改正する条例	(医療整備課)	一六
岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例	(同)	一六
岐阜県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	一七
岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例	(国民健康保険課)	一八

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例の一部を改正する条例

(労働雇用課) 一九

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

(農業技術課) 一九

岐阜県立国際園芸アカデミー条例の一部を改正する条例

(農産園芸課) 一九

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

(農地整備課) 二〇

岐阜県立森林文化アカデミー条例の一部を改正する条例

(林 政 課) 二〇

岐阜県土地開発基金条例の一部を改正する条例

(用 地 課) 二〇

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(砂 防 課) 二〇

岐阜県立高等学校授業料等徴収条例及び岐阜県通信教育入

(教育財務課) 二二

学料及び受講料徴収条例の一部を改正する条例

(教 職 員 課) 二二

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例

(健康福祉政策課) 二二

岐阜県立病院使用料徴収条例等の一部を改正する条例

(健康福祉政策課) 二二

岐阜県立病院使用料徴収条例等の一部を改正する条例

(健康福祉政策課) 二二

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
(条例第一号)

一 岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を三四人減員することとした。(第二条関係)

(内訳)

1 増員するもの

- (一) 県立看護大学、情報科学芸術大学院大学、国際情報科学芸術アカデミー、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー

一人

- (二) 希望が丘学園及び病院

八八人

2 減員するもの

- (一) 知事の事務部局(県立看護大学及び情報科学芸術大学院大学、希望が丘学園及び病院並びに企業会計職員(都市建築部)を除く。)

二六人

- (二) 企業会計職員(都市建築部)

四人

- (三) 監査委員の事務部局

二人

- (四) 教育委員会の事務部局

二九人

- (五) 警察

一四人

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を二二人減員することとした。(第二条関係)

(内訳)

- 1 小学校及び中学校

五人

- 2 特別支援学校

七人

三 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第二号)

一 病気休暇の取得期間に関する規定を置くこととした。(第四三条関係)

二 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

知事及び副知事の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号)

- 一 現下の厳しい財政状況等にかんがみ、知事及び副知事の給料の月額の減額期間を一年間延長することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県公益認定等審議会条例(条例第四号)

- 一 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に基づき、岐阜県公益認定等審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

(第一条関係)

- 二 岐阜県公益認定等審議会は、委員三人以上五人以内で組織することとした。

(第一条関係)

- 三 その他岐阜県公益認定等審議会の組織及び運営に関し必要な事項について規定することとした。

四 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第五号)

- 一 「保健師助産師看護師法」の一部改正に伴い、准看護師再教育研修に要する費用等として、准看護師再教育研修手数料等を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

第一関係

- 二 「建築基準法」の一部改正に伴い、防災街区整備地区計画の区域内にある建築物の容積率に係る制限の特例認定に要する費用として、防災街区整備地区計画区域内建築物容積率制限特例認定申請手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

第一関係

- 三 「薬事法」の一部改正に伴い、登録販売者試験に要する費用等として、登録販売者試験手数料等を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

別表第一関係

- 四 介護支援専門員更新研修手数料等の額を改定することとした。(別表第一関係)

- 五 畜産研究所において行う分析等の事務の拡充に伴い、カロテン含量測定に要する費用等として、カロテン含量測定手数料等を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

別表第一関係

- 六 その他所要の規定の整理を行うこととした。

七 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

- 岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第六号)
- 一 産業労働部を産業労働観光部に変更することとした。(第一条関係)
- 二 ぎふ清流国体推進局を設置することとした。(第一条関係)
- 三 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例(条例第七号)
- 一 郡上市を所管する保健所を中濃保健所から関保健所に変更することとした。(第三条関係)
- (第三条関係)
- 二 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第八号)
- 一 本人確認情報を利用することができる事務として次の事務を追加することとした。(別表関係)
- 1 地方税法による県税の犯則事件の調査に関する事務であつて規則で定めるもの
- 2 岐阜県税条例による県税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
- 3 岐阜県乗鞍環境保全税条例による乗鞍環境保全税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
- 二 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)
- 一 「公職選挙法」の一部改正にかんがみ、知事選挙における選挙運動のために使用するビラの作成について公費負担の対象とするため、必要な事項を定めることとした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)
- 一 市町村への第三次権限移譲に伴い、次の分野における知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。(別表第一及び別表第二関係)
- 1 消防防災関係(高圧ガス保安法他三法令二三五項目)
- 2 保健・福祉関係(老人福祉法他一法令六項目)
- 3 商工・産業関係(商工会議所法他一法令一九項目)
- 4 土地利用・都市計画関係(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律他五法令四七項目)

- 5 教育関係(岐阜県文化財保護条例一三項目)
- 6 その他(特定非営利活動促進法二五項目)
- 二 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(条例第一一号)
- 一 条例制定の目的を規定することとした。(第一条関係)
- 二 安全・安心まちづくりの基本理念について規定することとした。(第三条関係)
- 三 県、県民及び事業者の責務、自治会等及びボランティア団体等の役割並びに市町村との協力について規定することとした。(第四条、第八条関係)
- 四 推進体制及び活動の支援等について規定することとした。(第九条、第十二条関係)
- 五 安全・安心まちづくりのための基本的施策について規定することとした。(第二三条、第二二条関係)
- 六 犯罪被害者等への支援等について規定することとした。(第二三条関係)
- 七 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県立病院使用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一二号)
- 一 「自動車損害賠償保障法」の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供に係る使用料の額を改定することとした。(第二条関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第一三号)
- 一 岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校の授業料の額を改定することとした。(第二条関係)
- 二 経過措置として、平成二〇年三月三十一日に在学する学生に係る授業料の額は、改正前の額とすることとした。(附則第二項関係)
- 三 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(条例第一四号)
- 一 全国の道府県及び政令指定都市が実施している心身障害者扶養共済制度が平成二〇年度から見直されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 二 一口当たりの申慰金の額を改定することとした。(第一四条関係)

- 三 一口当たりの脱退一時金の額を改定することとした。(第一四条の二関係)
- 四 一口当たりの掛金月額を改定することとした。(別表関係)
- 五 平成二〇年三月三十一日現在の加入者等について、所要の経過措置を設けることとした。(附則第二項、附則第七項関係)
- 六 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例(条例第一五号)
 - 後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金を設置することとした。(第一条関係)
- 二 その他岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金に関し必要な事項について規定することとした。
- 三 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
 - 国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例の一部を改正する条例(条例第一六号)
- 一 国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校の授業料の額を改定することとした。(第三条関係)
- 二 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第一七号)
 - 岐阜県農業大学校の授業料の額を改定することとした。(第二条関係)
- 二 経過措置として、平成二〇年三月三十一日に在学する学生に係る授業料の額は、平成二〇年度分限り、改正前の額とすることとした。(附則第二項関係)
- 三 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県立国際園芸アカデミー条例の一部を改正する条例(条例第一八号)
- 一 岐阜県立国際園芸アカデミーのマイスター科の授業料の額を改定することとした。(第三条関係)
- 二 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第一九号)
 - 農道施設強化対策事業を新たに実施することに伴い、当該事業に係る分担金を徴収することとした。(第四条関係)
- 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

- 岐阜県立森林文化アカデミー条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)
- 一 岐阜県立森林文化アカデミーの森と木のエンジニア科の授業料の額を改定することとした。(第三条関係)
- 二 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県土地開発基金条例の一部を改正する条例(条例第二二号)
- 一 岐阜県土地開発基金の処分に關し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)
- 二 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第二三号)
- 一 岐阜県さばう遊学館の休館日を変更することとした。(別表第三関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 岐阜県立高等学校授業料等徴収条例及び岐阜県通信教育入学料及び受講料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二四号)
- 一 岐阜県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正
 - 1 岐阜県立高等学校の授業料の額を改定することとした。(第二条関係)
 - 2 経過措置として、平成二〇年度において全日制の課程の第二学年又は第三学年及び定時制の課程の第二学年、第三学年又は第四学年並びに専攻科の第二学年に在学する生徒に係る授業料の額は、平成二〇年度分限り、改正前の額とすることとした。(附則第二項関係)
- 二 岐阜県通信教育入学料及び受講料徴収条例の一部改正
 - 通信教育受講料の額を改定することとした。(別表関係)
- 三 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県教育職員給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二四号)
- 一 「学校教育法」等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - 岐阜県立病院使用料徴収条例等の一部を改正する条例(条例第二五号)
- 一 「診療報酬の算定方法」が新たに定められたことに伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。
 - 1 岐阜県立病院使用料徴収条例

- 2 岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例
 - 3 岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例
 - 4 岐阜県手数料徴収条例
- 二 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表知事の事務部局(県立看護大学及び情報科学芸術大学院大学、希望が丘学園及び病院並びに企業会計職員(都市建設部)を除く。)の項中「四、四六二人」を「四、三三六六」に改め、同表県立看護大学、情報科学芸術大学院大学、国際情報科学芸術アカデミー、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「一六〇人」を「一六一人」に、「二二二人」を「二二三人」に改め、同表希望が丘学園及び病院の項中「一、八一九人」を「一、九〇七人」に改め、同表企業会計職員(都市建設部)の項中「六九人」を「六五五」に改め、同表監査委員の事務部局の項中「二七人」を「二五五人」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「五〇〇人」を「四七一一人」に改め、同表学校の項中「五、一三一人」を「五、一八三三人」に、「四、

二七九人」を「四、三四〇人」に改め、同表警察の項中「三、八六六人」を「三、八六二人」に改め、同表合計の項中「一六、〇九〇人」を「一六、〇六六六」に改める。
(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条 第一項の表小学校及び中学校の項中「二二、一一三人」を「二二、一〇八人」に、「二一、三三一人」を「二一、三三〇人」に改め、同表特別支援学校の項中「一三〇人」を「一三三三人」に、「二二三三人」を「二二六六人」に改め、同表合計の項中「二二、二七四人」を「二二、二六二人」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「とする」を「とし、その期間は、人事委員会規則で定める」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

知事及び副知事の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三号

知事及び副知事の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給料の月額の特例に関する条例(平成十九年岐阜県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県公益認定等審議会条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県公益認定等審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五十条第二項の規定に基づき、岐阜県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員三人以上五人以内で組織する。

2 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第四条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第五条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第六条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第七条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第八条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第九条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第六条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(部会)

第十条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第八条の規定は、部会の会議について準用する。
(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県手数料徴収条例(平成十二年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項ただし書中「別表第一十六の項第四号及び第五号に規定する手数料について、同項備考の欄第二号又は第三号の規定に該当する」を「次の各号に掲げる手数料について、当該各号に掲げる規定の適用を受ける」に改め、同項に次の各号を加える。

一 別表第一十六の項第四号及び第五号に規定する手数料 同項備考の欄第二号又は第三号の規定

二 別表第二十七の項第一号に規定する手数料 同項備考の欄の規定

三 別表第一八十九の三の項に規定する手数料 同項備考の欄の規定
別表第一十四の項中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、同項第三号中「免状の書換え交付」を「免状の書換え交付」に、「准看護師免許証等書換え交付手数料」を「准看護師免許証等書換え交付手数料」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号を同項第六号とし、同項第一号の次に次のように加える。

2 法第十五条の二第二項に 准看護師再教育研 一人につき 法第十四条第二

規定する准看護師再教育研 修手数料 項第一号に規定する処分を受けた者にあつては四、〇〇〇円、同項第二号又は第三号に規定する処分を受けた者にあつては七、〇〇〇円

3 法第十五条の二第四項に規定する准看護師再教育研修を修了した旨の登録の申請に対する審査 准看護師再教育研修修了登録申請手数料 一件につき 五、六〇〇

4 法第十六条に規定する准看護師の再教育研修修了登録の書換え交付 准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料 一通につき 三、四〇〇

5 法第十六条に規定する准看護師の再教育研修修了登録の再交付 准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料 一通につき 四、一〇〇

別表第二十七の項第四号中「(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、「三三〇、〇〇〇円以内。ただし、申請に係る計画に法第八十七条の二に規定する昇降機が含まれる場合にあつては、三三〇、〇〇〇円に当該昇降機一基につき規則で定める額を加算して得た額以内」を「三三〇、〇〇〇円以内」に改め、同項第五十五号中「54」を「55」に改め、同号を同項第五十六号とし、同項第四十二号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十一号中「第六十八條の五の五」を「第六十八條の五の六」に改め、同号を同項第四十二号とし、同項第四十号中「第六十八條の五の四第一項」を「第六十八條の五の五第一項」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第三十九号中「第六十八條の五の二第二項」を「第六十八條の五の三第二項」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十八号の次に次のように加える。

39 法第六十八條の五の二に規定する防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率制限特例認	防災街区整備地区計画区域内建築物	一件につき	二七、〇〇〇
---	------------------	-------	--------

積率に係る制限の特例の認定の申請に対する審査	定申請手数料		
------------------------	--------	--	--

別表第二十七の項備考の欄を次のように改める。

第一号額(円)の欄口に規定する場合において、建築主事が同欄口に規定する構造計算適合性判定を求めなかったときにおける同欄口の規定の適用については、同欄口中「当該建築物」につき規則で定める額」とあるのは、「〇円」とする。

別表第一六十一の項第二十五号中「19」を「22」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第二十四号中「19」を「22」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十三号を同項第二十六号とし、同号の次に次のように加える。

27 業事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「施行規則」という。)第五百九条の十一第一項に規定する販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証書換え交付手数料	一通につき	二、〇〇〇
28 施行規則第五百九条の十二第一項に規定する販売従事登録証の再交付	販売従事登録証再交付手数料	一通につき	二、九〇〇

別表第一六十一の項中第二十二号を第二十五号とし、第十七号から第二十一号までを三号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次のように加える。

17 法第三十六条の四第一項に規定する一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の資質の確認に係る試験(以下この項において「登録販売者試験」という。)	登録販売者試験手数料	一人につき	一五、〇〇〇
18 登録販売者試験の合格証の再交付	登録販売者試験合格証再交付手数料	一通につき	二、九〇〇
19 法第三十六条の四第二項	販売従事登録申請	一件につき	一〇、〇〇〇

に規定する医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査	手数料		
---------------------------------------	-----	--	--

別表第一八十八の項第五号中「二一、〇〇〇」を「介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者に対する更新研修にあっては一、〇〇〇円、同期間中に介護支援専門員の業務に従事しているか又は従事していた経験を有する者に対する更新研修のうち初回の更新に係るものにあつては二六、〇〇〇円(更新研修の課程に相当するものとして知事が指定する研修の課程を修了した者にあつては、二二、〇〇〇円)、二回目以降の更新に係るものにあつては二一、〇〇〇円」に改め、同項第十号中「三六、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同項第十一号中「一、〇〇〇」を「八、〇〇〇」に改め、同表八十九の三の項備考の欄を次のように改める。

知事が事務の内容の欄に規定する構造計算適合性判定に準ずる審査を求めなかった場合は、徴収しない。

別表第一四四の項を次のように改める。

百四 畜産 研究所において行う分析等に関する事務	1 飼料の成分分析	飼料成分分析 手数料	一試料 につき	一、二六〇
	2 飼料中のカ ロチン含量の測定	カ ロチン 含量測定 手数料	一試料 につき	一、二六〇
	3 牛胚の性別判別	牛胚性別判別 手数料	一胚に つき	八、四〇〇

附 則

- この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 改正後の第三条第二項ただし書の規定(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に適合しない旨の通知書等(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第十三項(同法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含

む。()の規定による通知書若しくは同法第十八条第十二項(同法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知書又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十七条第六項において準用する建築基準法第十八条第十二項の規定による通知書をいう。以下同じ。()の交付があつた建築確認申請等(岐阜県手数料徴収条例別表第二十七の項第一号に規定する確認の申請若しくは計画の通知又は同表八十九の三の項に規定する認定の申請をいう。以下同じ。)に係る手数料について適用し、施行日前に適合しない旨の通知書等の交付があつた建築確認申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

岐阜県等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県等設置条例(平成十一年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「九部」を「十部(局を含む。以下同じ。)」に改め、同条の表を次のように改める。

- 総務部
- 総合企画部
- 環境生活部
- 健康福祉部
- 産業労働観光部
- 農政部
- 林政部
- 県土整備部
- 都市建設部
- ぎふ清流国体推進局

第二条第六号中「産業労働部」を「産業労働観光部」に改め、同条に次の一号を加え

る。

十一 ぎふ清流国体推進局

イ 第六十七回国民体育大会に関する事項

ロ 第十二回全国障害者スポーツ大会に関する事項

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県振興局等設置条例(平成十一年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表岐阜県関係保健所の項中「美濃市」の下に「郡上市」を加え、同表岐阜県中濃保健所の項中「郡上市」を削り、同条第三項の表岐阜県中濃保健所の項保健所の欄中「岐阜県中濃保健所」を「岐阜県関係保健所」に改め、同項事務所の欄中「岐阜県中濃保健所郡上センター」を「岐阜県関係保健所郡上センター」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県住民基本台帳法施行条例(平成十四年岐阜県条例第七号)の一部を次のように

改正する。
別表を次のように改める。
別表(第二表関係)

- 1 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)による県税の犯則事件の調査に関する事務であつて規則で定めるもの
- 2 岐阜県職員退職料給与条例(昭和八年岐阜県条例第十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
- 3 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)による県税の賦課徴収(当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収を含む。)に関する事務であつて規則で定めるもの
- 4 岐阜県乗鞍環境保全税条例(平成十四年岐阜県条例第三十九号)による乗鞍環境保全税の賦課徴収(当該乗鞍環境保全税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収を含む。)に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例(平成六年岐阜県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「自動車の使用及びポスターの作成の公営」を「選挙運動の公費負担」に改める。

第一条中「第四百四十一条第八項」の下に、「第四百四十二条第十項」を、「使用」の

下に、「法第四百四十二条第一項第三号のビラ(岐阜県知事の選挙の場合に限る。以下「ビラ」といふ。)の作成」を加え、「公営」を「公費負担」に改める。

第二条の見出しを「(自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公費負担)」に改め、同条中「又はポスター」を「又はビラ若しくはポスター」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 一 ビラを作成する場合 候補者一人について、第四条の二各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額
- 二 第三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間におけるビラの作成に関する有償契約

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 岐阜県は、候補者(第三条第二号の届出をした者に限る。)が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第一条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭
- 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十六万五千円と四円八十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。)

第五条中「第三条第二号」を「第三条第三号」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、

同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十五の三の項中「瑞穂市(旧巢南町の区域に係るものに限る。)、飛騨市、本巢市、下呂市、海津市」を「瑞穂市、飛騨市、本巢市、郡上市、下呂市、海津市、養老町」に改め、「瑞穂市(旧巢南町の区域に係るものを除く。)、郡上市、養老町」を削り、同表十七の二の項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

106 法第七十四条の二第二項第五号の規定により指定完成検査機関等の指定を取り消し、又は業務の停止を命じた旨を公示すること。

107 法第七十四条の二第二項第五号の二の規定により指定完成検査機関等の業務の休止の届出があつた旨を公示すること。

別表第一十七の二の項中「第六号及び第七号」を「第八号及び第九号」に、「山県市、瑞穂市(旧巢南町の区域に係るものに限る。)、飛騨市、本巢市」を「山県市、瑞穂市、飛騨市、本巢市、郡上市」に、「羽島市、各務原市及び山県市」を「各務原市」に、「多治見市、瑞穂市(旧巢南町の区域に係るものに限る。)、飛騨市、本巢市、下呂市、海津市、揖斐川町、大野町、池田町及び北方町」を「多治見市、羽島市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巢市、郡上市、下呂市、海津市、揖斐川町、大野町、池田町及び北方町」に改め、同表十八の四の項中「高山市」を「大垣市、高山市、関市、土岐市」に改め、同表十八の五の項第三号中「前号の検査を行った場合において、その所在の場所において検査をすることが著しく困難であると認められる」を削り、同項中「旧巢南町の区域

に係るものに限る。)」を削り、「本巢市」の下に、「郡上市」を加え、同表二十二の項第五号中「立入検査等」を「報告徴収等」に改め、同表二十八の項第十四号中「明治二十九年法律第八十九号」を削り、同表三十二の二の項中「各務原市」を「中津川市及び各務原市」に改め、同表三十六の二の項中第五十七号を第五十九号とし、第五十四号から第五十六号までを二号ずつ繰り下げ、第五十三号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

55 法第八十三条の二第二項の規定により液化石油ガス器具等の提出を命ずること。
別表第一三十六の二の項中第五十二号を第五十三号とし、第五十一号の次に次の一号を加える。

52 法第八十三条第一項の規定により液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務等の立入検査等を行うこと。

別表第一三十六の二の項中「第五十五号まで」を「第五十一号まで、第五十三号、第五十四号、第五十六号及び第五十七号」に改め、「(旧巢南町の区域に係るものに限る。)」を削り、「本巢市」の下に「郡上市」を加え、「第五十六号及び第五十七号」を「第五十二号及び第五十五号に掲げるものにあつては多治見市、羽島市、山県市、飛騨市、本巢市、郡上市、下呂市、海津市、揖斐川町、大野町及び北方町、同欄第五十八号及び第五十九号」に、「多治見市、瑞穂市」を「多治見市、羽島市、山県市、瑞穂市」に改め、同表三十八の項中「中津川市」を「関市、中津川市」に、「土岐市、各務原市及び可児市」を「土岐市、各務原市、可児市、養老町、揖斐川町、大野町及び池田町」に改め、同表四十二の項第一号中「第八十三条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同表第二号中「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同表第三号中「第八十五条第一項」を「第四十二条第一項」に、「特定製品」を「消費生活用製品」に改め、同表四十三の二の項中「高山市」の下に「関市、土岐市及び養老町」を加え、同表四十四の項中第二十六号を第二十七号とし、第十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

12 法第二十二條第三項の規定により動物取扱責任者研修を行うこと。

別表第一四十四の項中「第二十二号」を「第二十三号」に、「第二十四号及び第二十五号」を「第二十五号及び第二十六号」に、「第二十三号」を「第二十四号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に改め、同表四十五の項中「可児市」を「岐阜市、関市及び可児市」に改め、同表四十八の項中「大垣市」の下に「各務原市、養老町、揖斐川町、大野町、池田町」を加え、同表五十の三の項中「大垣市」の下に「養老町、揖斐川町、

大野町、池田町」を加え、同項を同表五十の四の項とし、同表中五十の二の項を五十の三の項とし、五十の項の次に次のように加える。

五十の二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号、以下この項において「法」という。)に基づく事務

- 1 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人(その事務所が一の市町村の区域内のみに設置されるものに限る。以下この項において同じ。)の設立の認証をすること。
- 2 法第十条第二項(法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により公告及び縦覧をすること。
- 3 法第十二条第三項(法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により不認証の決定の通知をすること。
- 4 法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により特定非営利活動法人の設立登記の届出を受けること。
- 5 法第十八条第三号の規定により監事の報告を受けること。
- 6 法第二十三条第一項の規定により役員の名等の変更の届出を受けること。
- 7 法第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証をすること。
- 8 法第二十五条第六項の規定により軽微な定款の変更の届出を受けること。
- 9 法第二十九条第一項の規定により事業報告書等の提出を受けること。
- 10 法第二十九条第二項の規定により事業報告書等を閲覧させること。
- 11 法第三十条において準用する民法第五十六条の規定により仮理事を選任すること。
- 12 法第三十条において準用する民法第五十七条の規定により特別代理人を選任すること。
- 13 法第三十一条第二項の規定により解散の

養老町及び坂祝町

別表第五十二の二の項に次の一号を加える。

4 法第五十三条第二項の規定により報告徴収をすること。

別表第一五十七の項中「及び各務原市」を「多治見市、各務原市及び養老町」に改める。

別表第二の二の項中「第三号までに掲げるもの」は「大垣市」の下に「高山市」を加え、「高山市、中津川市」を「高山市、関市、中津川市」に、「下呂市、揖斐川町」

- 事由を認定すること。
- 14 法第三十一条第四項の規定により特定非営利活動法人の解散の届出を受けること。
- 15 法第三十二条第二項の規定により残余財産の譲渡の認証をすること。
- 16 法第三十四条第三項の規定により特定非営利活動法人の合併の認証をすること。
- 17 法第四十条第一項において準用する民法第七十七条第二項の規定により清算人の届出を受けること。
- 18 法第四十条第一項において準用する民法第八十三条の規定により清算の結了の届出を受けること。
- 19 法第四十一条第一項の規定により報告徴収をすること。
- 20 法第四十一条第二項の規定により書面の提示及び交付をすること。
- 21 法第四十二条の規定により必要な措置を採るべきことを命ずること。
- 22 法第四十三条第一項又は第二項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。
- 23 法第四十三条第四項の規定により書面を交付すること。
- 24 法第四十三条の二(法第十二条の二において準用する場合を含む。)の規定により警察本部長の意見を聴くこと。
- 25 法第四十三条の三(法第十二条の二において準用する場合を含む。)の規定により警察本部長の意見を聴くこと。

を「下呂市、養老町、揖斐川町」に、「及び八百津町」を、「北方町及び八百津町」に、「第十一号までに掲げるもの」であつては大垣市、多治見市を、「第十一号までに掲げるもの」であつては大垣市、高山市、多治見市、関市に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」といふ。)により市町村が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」といふ。)以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長又は市町村の教育委員会が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例により市町村が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長又は市町村の教育委員会に対しなされたものとみなす。

岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例

目次

前文

第一章 総則(第一条 第八条)

第二章 推進体制及び活動の支援等(第九条 第十二条)

第三章 安全・安心まちづくりのための基本的施策(第十三条 第二十二條)

第四章 犯罪被害者等への支援等(第二十三条)

附則

犯罪のない安全で安心な地域社会の実現は、県民すべての願いであり、県民生活や社会経済の発展の基盤となるものである。

しかしながら、少子高齢化、国際化や家族形態の変化といった近年の社会情勢の変化は、人々の価値観や生活様式を多様化させ、地域社会の連帯意識や人間関係の希薄化、また、社会的な規範意識の低下が心配されている。

岐阜県においても、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が後を絶たず、その手口も複雑かつ多様化しており、県民の治安に対する不安は広がっている。

県民すべての願いである犯罪のない安全で安心な地域社会を実現していくためには、行政施策や警察活動だけでなく、県民一人ひとりが「自分の地域の安全は自分たちで守る」という意識を高め、行動するとともに、地域で暮らすものが積極的に地域活動に参加し、多文化共生の地域づくりに配慮することで、互いに信頼し合い、連携し、協力して地域社会の連帯を深め、暮らしやすい生活環境づくりを進めていく必要がある。

岐阜県では、これまでも「安全・安心まちづくり県民運動」を展開し、地域住民による自主的な犯罪の防止活動の取組も進められている。この取組を一層盛り上げ、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を図ることを目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備(以下「安全・安心まちづくり」といふ。)について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動を促進し、及び犯罪の防止に配慮した生活環境を整備するための基本的な事項を定めることにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「自治会等」とは、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

2 この条例において「ボランティア団体等」とは、安全・安心まちづくりに関するボランティア活動(営利を目的とせず不特定多数のもののために行う活動であつて、自発的な意思に基づいて自立的に行うものをいう。)を行う集団、個人若しくは当該活

動を主として行う団体又は安全・安心まちづくりに関する活動を行う民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。

3 この条例において「県民等」とは、県民、事業者、自治会等及びボランティア団体等をいう。

（基本理念）

第三条 安全・安心まちづくりは、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

一 地域の安全は地域で守るという意識に支えられた県民等による犯罪の防止のための自主的な活動を尊重すること。

二 県、市町村及び県民等が適切に役割を分担し、互いに連携し、及び協力すること。

三 乳幼児、児童、生徒、高齢者その他の犯罪の防止に配慮を要する者の安全確保に特に配慮すること。

四 県民等が互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行わなければならない。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりに関する理解を深め、日常生活において自らの安全を確保するよう努めなければならない。

2 県民は、県、市町村及び自治会等が行う安全・安心まちづくりに関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりに関する理解を深め、安全・安心まちづくりに関する活動に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、県、市町村及び自治会等が行う安全・安心まちづくりに関する施策及び活動に協力するよう努めるとともに、その従業員が安全・安心まちづくりに関する活動に参加しやすい環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び事業活動において、その実情に応じて、犯罪の防止に関する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（自治会等及びボランティア団体等の役割）

第七条 自治会等は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりに関する理解を深め、安全・安心まちづくりに関する活動を主体的に行うよう努めるとともに、県及び市町村が行う安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ボランティア団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が行う安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村との協力）

第八条 県は、地域における安全・安心まちづくりを推進する上での市町村の果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が安全・安心まちづくりを推進するために行う施策に関し、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

第二章 推進体制及び活動の支援等

（推進体制の整備）

第九条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が情報を共有し、意見を交換し、互いに連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

（行動計画の策定等）

第十条 県は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、安全・安心まちづくりに関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、行動計画を策定するに当たっては、市町村及び県民等の意見を聴かなければならない。

3 県は、第一項の規定により行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、行動計画の変更をする場合について準用する。

（広報活動及び啓発活動）

第十一条 県は、安全・安心まちづくりに関し、県民等の関心を高めるとともに、その理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 県は、県民等の安全・安心まちづくりに関する活動への参加の気運を醸成するため、安全・安心まちづくりに関する広報活動及び啓発活動を重点的に行う期間を定めるものとする。

(県民等の自主的な活動の支援及び促進)

第十二条 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を促進するため、地域において当該活動を行う人材の育成を行うものとする。

第三章 安全・安心まちづくりのための基本的施策

(学校等における児童等の安全確保)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程に限る。)、及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、児童、生徒及び乳幼児(以下「児童等」という。)の保護者、地域住民並びに当該学校等の所在地を管轄する警察署長と連携し、及び協力して、学校等における児童等の安全の確保に努めるものとする。

2 県は、学校等における児童等の安全を確保するため、学校等を設置し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、学校等における児童等の安全の確保に関する指針を策定するものとする。

(通学路等における児童等の安全確保)

第十四条 学校等を設置し、又は管理する者は、通園、通学等のために利用されている道路、児童等が日常的に利用している公園等(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者、児童等の保護者、地域住民及び当該通学路等の所在する地域を管轄する警察署長と連携し、及び協力して、通学路等における児童等の安全の確保に努めるものとする。

2 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、通学路等における児童等の安全の確保に関する指針を策定するものとする。

(児童等の安全確保)

第十五条 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、児童等の保護者及び地域住民と連携し、及び協力して、児童等が犯罪の被害にあわないようにするための教育の充実を図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者等の安全確保)

第十六条 県は、高齢者その他の犯罪の防止に配慮を要する者(以下「高齢者等」とい

う。)の安全を確保するため、高齢者等及びその関係者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅の整備等)

第十七条 住宅(共同住宅を含む。以下同じ。)を建築し、又は改修しようとする者及び住宅を設計し、建築し、改修し、又は供給しようとする事業者(以下「建築主等」という。)並びに共同住宅を所有し、又は管理する者は、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の整備を促進するため、建築主等及び住宅を所有し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を策定するものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等の整備等)

第十八条 道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の整備を促進するため、道路等を設置し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を策定するものとする。

(犯罪の防止に配慮した施設の整備等)

第十九条 深夜(午後十時から翌日の午前四時までの間をいう。)において小売業に供される施設、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第一項第八号及び岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第三十条第一項各号に規定する営業に供される施設、映画館、店舗、飲食店、遊技場等の用途に供される複合的な集客施設その他の特に犯罪の防止に配慮を要する施設(以下「施設」という。)を設置し、若しくは管理する者又は施設において事業を営む者は、当該施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する施設の整備を促進するため、施設を設置し、若しくは管理する者又は施設において事業を営む者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した施設の構造、設備等に関する指針を策定するものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動車等及び自動販売機の普及等)

第二十条 自動車、原動機付自転車及び自転車(以下「自動車等」という。)の販売を業とする者は、その販売に際し、犯罪の防止に配慮した自動車等及び機器の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、犯罪の防止に配慮した設備を有する自動販売機を設置し、又は自動販売機について犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止のための空地又は空家等の適正管理)

第二十一条 空地又は空家等を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家等について、出入口の施錠、柵の設置、草刈りその他の犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(インターネットを利用した犯罪等の防止のための措置)

第二十二条 県は、インターネットを利用した犯罪、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。)による犯罪その他のコンピュータ及び電磁的記録を対象とする犯罪を防止するため、県民等に対し、コンピュータ、携帯電話等の適正な利用に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 犯罪被害者等への支援等

第二十三条 県は、国、市町村並びに犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)を支援する団体と連携して、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県民等は、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県立病院使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県立病院使用料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県立病院使用料徴収条例(昭和三十九年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供(健康保険法(大正十一年法律第七十号)その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。)に係る使用料の額は、算定額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

第二条第四項を次のように改める。

4 使用料は、診療の都度納入しなければならない。ただし、入院患者にあつては、毎月一日から十五日まで及び十六日から月末までの使用料をそれぞれ納入通知書に定める期限まで(退院する入院患者にあつては、退院の日までの使用料を同日まで)に納入しなければならない。

第二条に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、知事は、同項の規定による納入期限までに使用料を納入することが困難であると認めるときは、納入期限を別に定めることができる。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例（昭和四十五年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「二四、〇〇〇円」を「一七、六〇〇円」に、「二七四、〇〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」に、「三三九、二〇〇円」を「三三九、二〇〇円」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 平成二十年三月三十一日に在学する学生に係る授業料の額は、改正後の第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年岐阜県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

第十四条の二第二項第一号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

別表中「三、五〇〇円」を「九、三〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「一、四三〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「一、七三〇〇円」に改める。

円」に、「八、九〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「二〇、八〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「三三、三〇〇円」を「三三、三〇〇円」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（掛金及び加算掛金に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において岐阜県心身障害者扶養共済制度（以下「この制度」という。）に加入している者であつて施行日以後引き続きこの制度に加入するもの及び施行日の前日において他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であつて施行日以後に改正後の岐阜県心身障害者扶養共済制度条例（以下「新条例」という。）第四条第二項の規定によりこの制度に加入したもの（以下「継続加入者等」と総称する。）のうち昭和五十二年四月一日以後にこの制度に加入した者又は昭和五十四年十月一日以後に他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入した者であつてこの制度又は当該他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となつたときの年齢が四十五歳以上であつたもの及び昭和六十一年四月一日以後にこの制度又は他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入した者であつてこの制度又は当該他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となつたときの年齢が四十五歳未満であつたものに対する新条例第六条第一項の規定の適用については、同項中「加入を認められた日の属する月から、規則の定めるところにより」とあるのは「規則の定めるところにより」とあるのは「岐阜県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成二十年岐阜県条例第十四号）附則別表第一」とする。
- 3 継続加入者等のうち前項の規定の適用を受けない者に対する新条例第六条第一項の規定の適用については、同項中「加入を認められた日の属する月から、規則の定めるところにより、加入者となつた時の」とあるのは「規則の定めるところにより、昭和六十一年四月一日現在における」と、「別表」とあるのは「岐阜県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成二十年岐阜県条例第十四号）附則別表第二」と、「二十年」とあるのは「二十五年」とする。
- 4 継続加入者等に対する新条例第六条第二項の規定の適用については、同項中「口数追加を認められた日の属する月から、規則の定めるところにより」とあるのは「規則の定めるところにより」と、「別表」とあるのは「岐阜県心身障害者扶養共済制度条

例の一部を改正する条例(平成二十年岐阜県条例第十四号) 附則別表第一」とする。
(甲慰金及び脱退一時金に係る経過措置)

5 継続加入者等に対する新条例第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号中「五万円」とあるのは「三万円」と、同項第二号中「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、同条第三項第一号中「五万円」とあるのは「三万円」と、同項第二号中「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

6 継続加入者等に対する新条例第十四条の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号中「七万五千円」とあるのは「四万五千円」と、同項第二号中「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、同条第三項第一号中「七万五千円」とあるのは「四万五千円」と、同項第二号中「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

7 施行日前の心身障害者の死亡に係る甲慰金の額並びに施行日前にした加入者の脱退の申出及び加入者の口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表第一(附則第二項、附則第四項関係)

加入者となったとき、又は口数追加加入者となったときの年齢区分	掛金月額
三十五歳未満	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	八、七〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一〇、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一一、六〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一二、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満	一四、五〇〇円

附則別表第二(附則第三項関係)

昭和六十一年四月一日現在における年齢区分	掛金月額
三十五歳未満	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	八、七〇〇円
四十五歳以上	一〇、六〇〇円

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(設置)

第一条 後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)(第一百六条第一項の規定に基づき、岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。))を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、法第一百六条第五項に規定する額とする。

(拠出割合)

第三条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)第十九条第一項の条例で定める割合は、千分の〇・九とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十六号

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例の一部を改正する条例

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例(平成十五年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の表授業料の項中、「一五、二〇〇円」を「一八、八〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例(昭和六十一年岐阜県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表授業料の項中「六四、八〇〇円」を「六七、二〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
2 平成二十年三月三十一日に在学する学生に係る授業料の額は、改正後の第二条の規定にかかわらず、平成二十年度分の授業料に限り、なお従前の例による。

岐阜県立国際園芸アカデミー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県立国際園芸アカデミー条例の一部を改正する条例

岐阜県立国際園芸アカデミー条例(平成十五年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表一般学生の部マイスター科の項中、「一五、二〇〇円」を「一八、八〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十年三月二十五日
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「分担金」という。）及び」を「及び農業農村整備に関する事業に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四条の規定に基づく分担金（以下これを「分担金」という。）並びに」に改める。

第二条第一項中「土地改良事業」の下に「法第二条第二項に規定する土地改良事業その他の農業農村整備に関する事業をいう。以下この条において同じ。」を加える。
第四条第一項の表農道整備事業の項の次に次のように加える。

農道施設強化対策事業	工事費 百分の二十七・五 ただし、豪雪地帯等において行うものについては、百分の二十五 事務費 百分の二十五
------------	---

第四条第二項中「法」を「地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第二項及び法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県立森林文化アカデミー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十号

岐阜県立森林文化アカデミー条例の一部を改正する条例

岐阜県立森林文化アカデミー条例（平成十二年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表一般学生の部森と木のエンジニア科の項中「一一五、二〇〇円」を「一一八、八〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十一号

岐阜県土地開発基金条例の一部を改正する条例

岐阜県土地開発基金条例（昭和四十四年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

4 知事は、財政上特に必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金の運用を妨げない限度において、基金の一部を処分することができる。

5 前項の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三岐阜県さほう遊学館(以下この項において「遊学館」という。)の項管理の基準の欄第一号中「、休日の翌日(当該翌日が日曜日又は休日である場合を除く。)」を「以降の最初の休日でない日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県立高等学校授業料等徴収条例及び岐阜県通信教育入学科及び受講料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十三号

岐阜県立高等学校授業料等徴収条例及び岐阜県通信教育入学科及び受講料徴収条例の一部を改正する条例

(岐阜県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県立高等学校授業料等徴収条例(昭和四十三年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「二五、二〇〇」を「二一八、八〇〇」に、「三三、二〇〇」を「三三、四〇〇」に改め、同条第二項中「千五百六十円」を「千六百二十円」に改める。

(岐阜県通信教育入学科及び受講料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県通信教育入学科及び受講料徴収条例(昭和二十三年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中「三〇〇円」を「三三〇円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 平成二十年度において全日制の課程の第二学年又は第三学年に在学する生徒及び定

時制の課程の第二学年、第三学年又は第四学年に在学する生徒並びに専攻科の第一学年に在学する生徒に係る授業料は、第一条の規定による改正後の岐阜県立高等学校授業料等徴収条例第一条第一項の規定にかかわらず、同年度分の授業料に限り、なお従前の例による。

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例

例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「第二十三条の二第一項」を「第四十八条第一項」に、「第十五条、第六十五条及び第七十三条の十六」を「第七十九条、第一百四十一条及び第一百三十五条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県立病院使用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県立病院使用料徴収条例等の一部を改正する条例

(岐阜県立病院使用料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県立病院使用料徴収条例（昭和三十九年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に改める。

（岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例の一部改正）

第二条 岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例（昭和三十九年岐阜県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表診療料の項中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に改める。

（岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例の一部改正）

第三条 岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例（昭和五十五年岐阜県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に改める。

（岐阜県手数料徴収条例の一部改正）

第四条 岐阜県手数料徴収条例（平成十二年岐阜県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一百十の項第一号中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十五日印刷
平成二十年三月二十五日発行

発 行 者 岐阜市藪田南二丁目一番一 号
岐 阜 県 岐 阜 市 藪 田 南 二 丁 目 一 番 一 号
岐 阜 県 岐 阜 市 藪 田 南 二 丁 目 一 番 一 号

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四 八、〇〇〇 円（送料共（消費税二、二八六円を含む））